

令和元年度 第2回 長野広域連合ごみ処理施設整備計画等専門委員会

[日 時]	令和元年 11 月 19 日 (火) 13:00~15:40
[会 場]	日本環境衛生センター東京事務所
[出席者]	専門委員 5 名
	長野広域連合 6 名
	(一財) 日本環境衛生センター 1 名
	パシフィックコンサルタンツ (株) 4 名

委員会議事録概要

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議

(1) 第1回委員会議事録の承認について

承認された。

(2) 事業手法検討手順

(3) 運営事業に関するヒアリング調査結果

(4) 特定部品の有無等に関する調査結果

(5) コスト調査について

(6) 総合評価について

事業手法検討手順、運営事業に関するヒアリング調査結果、特定部品の有無等に関する調査結果、コスト調査、総合評価について事務局から一括して説明後、意見を伺った。(資料1~6)

<委員意見等>

- ・先行事例のコスト削減効果で14.5%以上とあるが、設計・建設を含んでいたり、焼却施設やリサイクル施設を含んだ事例となっている。最終処分場の運営部分に限って、先行事例でVFMがどのくらい出るのか把握する必要がある。
- ・包括を想定した運営体制の対応については、ヒアリングを実施した5社とも対応可能との回答であるが、運営の役割が運搬、埋立、水処理とある中で、運搬と埋立を担当する業者とどのようにパートナーシップを組むのかが不明であり、リスク要因と考えられる。
- ・先行事例におけるモニタリング状況(運営事業者によるセルフモニタリング、自治体によるモニタリング、第三者モニタリング)を確認し、運営段階における問題点や課題を把握した上で、事業者に求める要件を明確にする必要がある。
- ・長期包括として途中で区切る場合も、基本契約はそのまま内容を変更していくなど、複数の方法が考えられる。金額のみで比較するのではなく、複数の運営方式を想定した上でのメリット、デメリットを整理する必要がある。

- ・長期包括委託する場合であっても、専従でなくとも広域連合の職員による管理が必要である。また、事業費の比較では、長期包括にその人件費を計上すべきである。
- ・埋立工法によりコストが大きく異なる。入札時には埋立工法の提案を求めるなど、コストを低減させる方法を検討してほしい。ゼネコンであれば提案を求めることは可能であるが、地方では具体的な指示を発注者側に求める傾向にあるため、提案を求めても出てこないという懸念がある。
- ・跡地をどのように活用するかによって、埋立工法及び費用が大きく変わるため、跡地の利用方法を決めておく必要がある。
- ・埋立の実績がない事業者がほとんどであり、運営の中で問題が発生したときに対応できるかが不安である。長期包括で実施するに当たり、契約上の要件として専門家（単に資格を有するだけでなく実績・能力のある技術者）を配置することを明記すべきである。
- ・ゼネコンであれば、複数の専門業者を統括し建設・運営していくが、水処理業者は専門業者であるため、ゼネコンのように他の業者を束ね、総合的に責任をもって運営ができるか不安である。総合コンサル会社を中心とした運営も一つの方法である。
- ・長期包括で運営期間を分割した場合、14.5年一括契約した場合と比べ、費用が高くなる理由の説明及び整理が必要である。
- ・4.5年で契約を区切る場合、終了前に次の発注準備が必要となり、広域連合の負担が発生することも考慮しなければならない。
- ・水処理業者が中心のヒアリングであれば、埋立工法を詳細に指示した上で費用算定する必要がある。土木施工業者であれば最終的な地盤に沿った具体的な算定ができるので、JV等の構成員として加えることも考えられる。
- ・跡地利用について結論は出ていないが、過去に地元からはグラウンド等としての利用や、管理棟を地域の集会施設として使用する案が出ている。
- ・嵩上げる土堰堤下部は基礎地盤として入念な埋立管理が必要である。ある程度の高さになった段階で専門業者によるチェックを実施することとし、その費用を計上しておく方法もある。
- ・埋立業務のモニタリング方法（地盤の安定性等）について、先行事例を確認し、本事業でのモニタリング方法を想定しておく必要がある。水処理業者は埋立業務に関するノウハウが乏しいので、埋立業務の質を確保する上で過去の事例を分析し、要求水準書に反映させることが必要である。
- ・埋立終了後も最低2年は管理が必要であり、委託に当たってはその点も含めておく必要がある。埋立開始から終了後も継続して最終処分場を管理・運営（跡地利用含む）していくためには、広域連合も最終処分場の担当者を配置する必要がある。
- ・最終処分場では、埋立終了後から閉鎖に至る維持管理が大きな問題となっているので、この点を技術面と経済面で明確にする必要がある。
- ・委託する運営事業の範囲について、最終処分場が廃止となるまでのライフサイクルの中のどの部分であるのか明記した方が良い。

- ・手を挙げている事業者の専門外の事業についてきちんと遂行されるか不安があり、埋立業務ではノウハウが乏しいため質が確保されるのか、運搬業務では車両が確保できるのかといった問題がある。課題を抽出した上でどのような条件で発注するのか検討し、解決方法を整理する必要がある。
- ・第三者的な評価を定期的（年1～2回程度）に実施し、結果を見直して次へフィードバックするなど、専門家により運営に関するデータを評価し、安全性を確保する必要がある。現状を考えると、事業を進めながら常にフィードバックする方法も有効ではないかと考える。定期的なモニタリングの他、緊急時や災害時等に助言をもらうことも必要である。
- ・漏水検知システムの維持管理コストについては、事業者が変わっても大きな差はないものと想定されるため、コスト算出の対象外としている。漏水検知は重要なファクターであるため、別のフィードバックグループに入れ込むなどの検討が必要である。
- ・事業手法検討の総合評価では、運搬、水処理、埋立のほか、トータルマネジメント（技術面、経済面）を加えた4項目とし、実施の可否や課題を明確にする必要がある。要求水準書にも、代表企業の役割、維持管理を行う上での総合的な管理といった項目を明記する必要がある。
- ・契約期間の終了時には、運営管理してきた事業者が次の展望を提案するという含めて良いのではないかと。
- ・懸念材料に対して先行事例での取り組み状況を整理し、工夫点や考えられる方向性を示す必要がある。業務の質を担保する上で、これらを要求水準に明記すること。
- ・モニタリングの実施に関連し、適切な業務遂行の担保としてペナルティに関する要件を先行事例でどのように取り扱っているのか、また、連合としてどう考えているのか、整理する必要がある。
- ・事業手法については、長期包括方式を選択することで概ね了承するが、先行事例の調査等、課題の洗い出しや解決方法をある程度明確にすることを求める。

(7) その他

特になし。

4. その他

(1) 次回委員会開催日について

第3回専門委員会 後日調整

(2) その他

特になし。

5. 閉会

以上